

給実甲第1379号

令和8年2月27日

人事院事務総長

給実甲第1306号の一部改正について（通知）

給実甲第1306号（博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定について）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名及び前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<u>初任給基準を異にする異動等をした博士課程修了者等の号俸の決定について</u>	<u>博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定について</u>

人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則」という。）別表第 2 の行政職俸給表(一)初任給基準表の備考第 5 項若しくは第 7 項、専門行政職俸給表初任給基準表の備考第 4 項若しくは第 6 項、税務職俸給表初任給基準表の備考第 2 項若しくは第 4 項、公安職俸給表(一)初任給基準表の備考第 2 項若しくは第 6 項又は公安職俸給表(二)初任給基準表の備考第 3 項若しくは第 6 項の規定（以下「行政職俸給表(一)初任給基準表備考第 5 項等の規定」という。）の適用を受けることとなった職員の号俸の決定について、規則第 26 条第 1 項、第 28 条及び第 48 条の規定により、下記のとおり定めたので通知します。

人事院規則 9—8—9 1（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）の施行により、博士課程修了者等の初任給基準が改められることに伴い、令和 5 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）の前日から引き続き在職する職員で、適用日に人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則」という。）別表第 2 の行政職俸給表(一)初任給基準表の備考第 5 項若しくは第 7 項、専門行政職俸給表初任給基準表の備考第 5 項若しくは第 7 項、税務職俸給表初任給基準表の備考第 2 項若しくは第 4 項、公安職俸給表(一)初任給基準表の備考第 2 項若しくは第 6 項又は公安職俸給表(二)初任給基準表の備考第 3 項若しくは第 6 項の規定（以下「行政職俸給表(一)初任給基準表備考第 5 項等の規定」という。）の適用を受けることとなった職員等の号俸の決定について、規則第 43 条の規定により、下記の第 1 及び第 3 に従って行うことができることと

したので通知します。

また、適用日後に行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることとなった職員の号俸の決定について、規則第26条第1項、第28条及び第48条の規定により、下記の第2及び第3のとおり定めたので通知します。

記

記

(削る)

第1 適用日に行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることとなった職員等の号俸の決定について

1 適用日の前日から引き続き在職する職員で、適用日に行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることとなった職員の適用日における号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とすることができる。ただし、特別の事情によりこれにより難しい場合には、あらかじめ個別に事務総長の承認を得て、

別段の取扱いをすることができ
る。

一 初任給基準表の試験欄の
「総合職（院卒）」の区分を
適用して職務の級及び号俸を
決定された職員で、適用日に
おいて博士課程修了（大学6
卒後のものに限る。）の学歴
免許等の資格を有する職員
適用日に行政職俸給表(一)初任
給基準表備考第5項等の規定
の適用がないものとした場合
に受けることとなる号俸の4
号俸上位の号俸

二 初任給基準表の試験欄の
「総合職（院卒）」の区分を
適用して職務の級及び号俸を
決定された職員で、適用日に
おいて博士課程修了（大学6
卒後のものを除く。）の学歴
免許等の資格を有する職員
適用日に行政職俸給表(一)初任
給基準表備考第5項等の規定
の適用がないものとした場合
に受けることとなる号俸の3
号俸上位の号俸

三 初任給基準表の試験欄の

「総合職（大卒）」又は「I種」の区分を適用して職務の級及び号俸を決定された職員で、適用日において博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）の学歴免許等の資格を有する職員 適用日に行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる号俸の6号俸上位の号俸

四 初任給基準表の試験欄の

「総合職（大卒）」又は「I種」の区分を適用して職務の級及び号俸を決定された職員で、適用日において博士課程修了（大学6卒後のものを除く。）の学歴免許等の資格を有する職員 適用日に行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる号俸の5号俸上位の号俸

五 初任給基準表の試験欄の

「総合職（大卒）」又は「I

種」の区分を適用して職務の級及び号俸を決定された職員で、新たに職員となった日（以下「採用日」という。）後に修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を取得し、適用日においてこれらの学歴免許等の資格を有する職員 適用日に行政職俸給表(-)初任給基準表備考第5項等の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる号俸

2 適用日の前日から引き続き在職する職員で、適用日以後に行政職俸給表(-)初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることとなり、かつ、当該適用を受けることとなった日後に当該適用を受けながら博士課程修了の学歴免許等の資格を取得した職員の号俸は、あらかじめ事務総長の承認を得て定める号俸とすることができる。

(削る)

第2 適用日後に行政職俸給表(-)初任給基準表備考第5項等の規定の

- 1 規則第26条第1項第3号の「人事院の定める異動」は、職員が行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることとなった場合の異動のうち、当該職員が新たに職員となった日（以下「採用日」という。）後に博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を取得しているときのものとする。
- 2 前項に定める異動に該当する異動をした職員（当該異動をした日（以下「異動日」という。）に昇格又は降格以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員を除く。）の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。ただし、第1号から第5号までに掲げる職員について、特別の事情によりこれにより難い場合には、あらかじめ個別に事務総長の承認を得て、別段の取扱いをする

適用を受けることとなった職員の号俸の決定について

- 1 規則第26条第1項第3号の「人事院の定める異動」は、適用日後に職員が行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることとなった場合の異動のうち、当該職員が採用日後に博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を取得しているときのものとする。
- 2 前項に定める異動に該当する異動をした職員（当該異動をした日（以下この第2において「異動日」という。）に昇格又は降格以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員を除く。）の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。ただし、特別の事情によりこれにより難い場合には、あらかじめ個別に事務総長の承認を得て、別段の取扱いを

ことができる。

一～五 (略)

六 前各号に掲げる職員以外の職員

員 あらかじめ事務総長の承認を得て定める号俸

3 (略)

4 規則第28条後段の規定により読み替えられた規則第26条第1項第2号の「人事院の定める者」は、令和5年4月1日後における俸給表の適用を異にする異動をした日に行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることとなった職員のうち、採用日後に博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を取得した職員とする。

5 (略)

6 第2項本文の規定による号俸の

決定については、その過程等を明確にして行うとともに、その内容を適切に把握しておくものとする。

(削る)

することができる。

一～五 (略)

(新設)

3 (略)

4 規則第28条後段の規定により読み替えられた規則第26条第1項第2号の「人事院の定める者」は、適用日後における俸給表の適用を異にする異動をした日に行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることとなった職員のうち、採用日後に博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を取得した職員とする。

5 (略)

(新設)

第3 その他の事項

第1の第1項本文及び第2の第

2項本文の規定による号俸の決定
については、その過程等を明確に
して行うとともに、その内容を適
切に把握しておくものとする。

以 上